

住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー  
補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート

申請者氏名	福北 太郎
-------	-------

※ 認定申請は以下の時期に行ってください。

「新規就職者」:採用内定日以降、採用日から1年以内、かつ対象住宅の賃貸借契約の締結前

「企業移転などに伴い移住する従業者等」:対象住宅の賃貸借契約の締結前

※ 提出書類が揃っていないと、申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

申請者記入欄:該当する場合は「レ」印をご記入ください。

提出書類(A4サイズにまとめて、1部提出してください。)		申請者 記入欄	市 記入欄
●	① 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー 補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート【本シート】	レ	
●	② 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー 補助要件チェックリスト ⇒補助要件に適合しているか確認してください。	レ	
●	③ 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー 補助金交付対象者認定申請書【様式第13号】 ⇒申請年月日は、各募集回に設定されている募集期間内の日付としてください。	レ	
●	④ 対象者の住民票(本籍の記載のないもの、コピー不可) ⇒転入又は転居前の居住地のものを提出してください。	レ	
△	⑤ 前住所地の住民票の除票等(コピー不可) ⇒申請区分(※2)が「企業移転などに伴い移住する従業者等」で、④の住民票で1年以上継続して市外に居住していることが確認できない場合は、確認できる書類を提出してください。 例)住民票の除票、戸籍の附票 等	レ	
●	⑥ 転入又は転居予定先の住宅の所在地、部屋番号、住戸面積、建築年月日(着工年月日)、家賃及び仲介を行う宅地建物取引業者が確認できる書類 ⇒募集広告のチラシやインターネットの物件情報等を印刷して提出してください。	レ	
△	⑦ 就職又は採用を証する書類 ⇒申請区分が「新規就職者」の場合は提出してください。 例)雇用証明書、採用通知書の写し、採用内定通知書の写し 等 ※在籍している勤務地が分かるものとしてください。	レ	
△	⑧ 企業移転などに伴い移住する従業者等であることが確認できる書類 ⇒申請区分が「企業移転などに伴い移住する従業者等」の場合は提出してください。 例)事業の決定通知書等の写し、雇用を証する書類、居住体験の確認書 等	レ	

※1 提出書類の●印は必須、△印は該当する場合に提出してください。

※2 申請区分とは、③補助金交付対象者認定申請書【様式第13号】の「申請区分」を指します。

住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー（2023年度10月以降）  
補助要件チェックリスト

申請者 氏名 福北 太郎

1 対象者について

【個別項目】①②のいずれかに☑

次の①②のいずれかに該当し、転入又は転居後、単身で生活する方。

①新規就業者（次の全てに該当）

- 申請者が29歳以下である。
- 次のいずれかの企業に新たに就職するため、転入又は転居する。
  - 「北九州で働こう！U・Iターン応援プロジェクト」登録企業 ⇒
  - 「北九州しごとまるごと情報局 企業応援サイト」登録企業 ⇒
  - 「住むなら北九州市！ 応援団体」登録企業 ⇒
  - 「北九州雇用対策協会」会員企業 ⇒

②企業移転などに伴い移住する従業者等（次の全てに該当）

- 申請者が39歳以下である。
- 1年以上継続して市外に居住している。
- 次のいずれかに該当する。
  - ・市内の雇用機会の増大に寄与した企業への勤務に際し、転入する。 ⇒
  - ・本市が実施する移住支援事業を利用し、転入する。 ⇒

【共通項目】該当する場合☑

次の全ての要件に該当する。 ⇒

※1つでも該当しない項目がある場合、本事業の対象となりません。

- ・転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる。
- ・北九州市における市税の滞納がない。
- ・暴力団又は暴力団員ではない、暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。

2 対象住宅について

【住宅の所在】該当する場合☑

街なかの区域（要領参照）に所在し、次の全ての区域外に所在する住宅である。 ⇒

※街なかの区域であっても、次の区域内の場合、本事業の対象となりません。

- ・市街化調整区域
- ・工業専用地域
- ・土砂災害特別警戒

①の住宅の場合は、補助要件に該当する住宅であるか仲介を行う不動産事業者等に必ず確認するようにしてください。

【住宅の要件】①～③のいずれかに☑

①民間賃貸住宅 ⇒

公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次のア～エの全てを満たす住宅

ア 新築※ではない住宅  ※新たに建設された住宅で、建設工事の完了の日から1年を経過していないもの  ⇒ <input checked="" type="checkbox"/>	イ 住戸専用面積※が25㎡以上の住宅  ※バルコニー等の共用部を除いた面積  ⇒ <input checked="" type="checkbox"/>	ウ 次のいずれかに該当する住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和56.6.1以降に着工した住宅 <input type="checkbox"/> 昭和56.5.31以前に着工した住宅で、耐震診断を実施し、又は耐震改修工事を実施し新耐震基準を満たした住宅  ⇒ <input checked="" type="checkbox"/>	エ 宅地建物取引業者が仲介を行う住宅  ⇒ <input checked="" type="checkbox"/>
--	--	---	---

②特定優良賃貸住宅のうち、家賃補助がない（終了した）住宅 ⇒

本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅※  
※福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除き

②、③の住宅の場合は、補助要件に該当する住宅であることを本市ホームページで必ず確認してください。

③北九州市空き家バンク登録住宅 ⇒

北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結した住宅

申請日は、認定申請をする日付をご記入ください。 → 申請日：令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 契約予定日は、申請日と同日以降の日付になります。 → 契約予定日：令和〇〇年〇〇月△△日

北九州市長 様

郵便番号、住所、氏名、電話番号をご記入ください。

申請者 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)  
 住所 〇〇県〇〇市××〇丁目〇番〇号  
 氏名 福北 はな  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平日8:30~16:30につながる電話番号をご記入ください。  
 ※書類不備により、申請手続きを完了させることができない事象がありますので、確実につながる、又は折り返しの連絡をお願いいたします。

事業 新生活・転入応援メニュー補助金交付対象者認定申請書

※シャチハタ印は不可。  
 ※今回ご使用された印鑑は今後の申請でもご使用いただけます。

で規

事業 新生活・転入応援メニュー補助事業補助金交付要綱（以下「要綱」）に基づき、この申請書の記載事項に準じて申請資格を満たすことを誓約するとともに、資格確認のため必要な官公署において承諾します。

また、要綱第22条に規定する認定の取り消し事由に該当した場合、又は要綱第18条第1項に基づく補助金の交付申請をした際に申請資格を満たしていないことが発覚した場合は、認定を取り消されても異議を申しません。

記

申請者について	(フリガナ)	フクキタ ハナ	性別	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	生年月日	S・ <input checked="" type="checkbox"/> H
	申請者氏名	福北 はな				〇〇年〇〇月〇〇日
	申請区分 (該当番号に○印)	1 申請者が29歳以下で、本市が別に定める企業に新たに就職するため、転入又は転居する者(新規就職者) 2 申請者が39歳以下で、市内の雇用機会の増大に寄与した企業への勤務に際し、転入することになった者、又は本市が実施する移住支援事業を利用し、転入することになった者(企業移転に伴い移住する従業者等)				
	【共通要件】 ・転入又は転居後、単身生活					
	現在の勤務先 ※就職している場合は記入	勤務先名： 【所在地：】				
	転入又は転居後の勤務(予定)先	勤務先名：株式会社〇〇〇〇 【所在地：北九州市〇〇〇区××〇丁目〇番〇号】				
	現在の住まい (該当番号に○印)	1 民間賃貸住宅    2 親族の家に同居    3 社宅・社員寮 4 特定優良賃貸住宅    5 公営・公社・都市機構住宅 6 持ち家    7 その他( )				
市外居住年数	年    月    日 ※申請区分が2の場合に記入					
転入又は転居予定先の住宅について	転入又は転居予定先の住宅 (該当番号に○印) ※街なか中に所在するもの	1 民間賃貸住宅    ※住戸専用面積が25㎡以上 2 特定優良賃貸住宅のうち家賃補助が終了した住宅 3 空き家バンク登録住宅				
	転入又は転居予定先の住宅の所在地	北九州市 小倉北区城内〇〇番〇〇号 【共同住宅の名称・部屋番号：〇〇〇ガーデン小倉 〇〇〇号】				
	転入又は転居予定先の住宅の家賃	45,000 円 ※共益費、駐車場料金等を除く				
	転入又は転居予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				
	就職(予定)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※該当する場合				

【本申請書に係る用語の定義】（参考）

	用語	定義
申請者について	転入	北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。
	転居	北九州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。
	本市が別に定める企業	「北九州で働こう！U・Iターン応援プロジェクト」登録企業 「北九州しごとまるごと情報局企業応援サイト」登録企業 「住むなら北九州市！応援団体」登録企業 「北九州市雇用対策協会」会員企業 等
	市内の雇用機会の増大に寄与した企業	当該年度に本市において起業した企業、新たに拠点を整備した企業、企業立地にかかる優遇制度を申請若しくは申請予定の企業又は市長が別に定める企業をいいます。
	本市が実施する移住支援事業	本市への移住を促進するために企業のテレワークの定着など新たな働き方を検討するための支援事業、本市への移住希望者の居住体験の支援事業又は市長が別に定める事業をいいます。
転入又は転居予定先の住宅について	街なか	居住の誘導を図る区域である要綱の別表第1で定める区域をいいます。
	民間賃貸住宅	北九州市・福岡県・北九州市住宅供給公社・福岡県住宅供給公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次の全てを満たし、街なかに所在する住宅をいいます。 ア 建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの（以下「新築」という。）ではない住宅。 イ 昭和56年6月1日以降に着工した住宅及び、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たす住宅、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅。 ウ 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者が仲介を行う住宅。
	特定優良賃貸住宅	本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅のうち街なかに所在する住宅をいいます。ただし、福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除きます。
	空き家バンク登録住宅	北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結したもののうち、街なかに所在する住宅をいいます。
	家賃	民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいいます。

【注意事項】

- 必ず、住むなら北九州 定住・移住推進事業（新生活・転入応援メニュー）補助申請要領（以下「申請要領」という。）をご確認のうえ、申請書をご記入ください。
- 申請要領については以下の方法でご確認ください。
  - 本市「住むなら北九州 定住・移住推進事業」ホームページを参照。  
[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file\\_0052.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0052.html)
  - ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課（Tel:093-582-2592）までお問い合わせください。